

入院時の食事負担額変更についてのお知らせ

令和7年4月1日より入院時の食事にかかる患者負担額が変わります

近年の食材費等が高騰していること等を踏まえ、健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかる患者負担額が以下の通りに変更になります。

入院時の食事療養の標準負担額（患者様負担額）			
所得区分		令和7年3月まで	令和7年4月から
69歳までの患者様	70歳以上の患者様	1食 490 円 (1日3食 1470 円)	1食 510 円 (1日3食 1530 円)
区分ア	現役並 Ⅲ		
区分イ	現役並 Ⅱ		
区分ウ	現役並 Ⅰ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得 Ⅱ	1食 230 円 (1日3食 690 円)	1食 240 円 (1日3食 720 円)
区分オ 長期該当	低所得 Ⅱ 長期該当	1食 180 円 (1日3食 540 円)	1食 190 円 (1日3食 570 円)
	低所得 Ⅰ	1食 110 円 (1日3食 330 円)	1食 110 円 (1日3食 330 円)

- * 指定難病の方は280円から**300**円へ変更となります。
- * 療養病棟入院で低所得Ⅰの方は140円となります。
- * すべての医療機関において共通の改訂額です。

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月
医療法人社団 医聖会
京都八幡病院